一、晩餐
食料ヲ携帯セシ草加西新井北千住ニ五郎ヲ
従ヘ従同里[illegible]
一、川尻方面
番長
副番長
炊事班長
救護班長
河合保右衛門
吉田傳右衛門
野崎兼吉
和田喜一郎
一、雨天ノ節ハ臨近ノ寺
社並ニ[illegible]寺ニ以下二十五名ノ疲労者ヲ[illegible]遣シ
一面協力ニ努メ[illegible]共助ヲ求メ[illegible]出ヲ
見ル[illegible]各人奉仕[illegible]様ノ行動
者アリ

河合保右衛門、吉田傳右衛門、野崎兼吉、和田喜一郎
同年[illegible]新郷
小泉七左衛門、小島井相助、染吉次郎、小野寺[illegible]
本下重治郎
ノ九名ヲ派遣シ[illegible]

財團法人協調會